

# 離島振興対策実施地域

## 制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
離島振興対策実施地域	<p>離島振興法 (制定年月日) 昭和28年7月22日 法律第72号 (最終改正) 令和4年11月18日 離島振興法の一部を改正する法律 (目的) 産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興策に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与する。 (参考) 令和15年3月31日までの時限立法</p>	<p>平成25年4月11日に開催された国土審議会第10回離島振興対策分科会において、次のとおり見直しが行われた。</p> <p>(内海離島)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本土との最短航路距離がおおむね5km以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が1日おおむね6回以下であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。(H12→H22の人口減少率)</li> <li>2 人口おおむね50人以上であるもの。</li> <li>3 指定について要望のあるもの。</li> </ol> <p>指定にあたっての留意事項 原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近10年間の同調査結果により算出する。 なお、2つ以上の島が同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 離島振興対策実施地域における公共事業予算の一括計上 (国土保全、交通施設、産業基盤、生活環境)</li> <li>2 各種事業の補助率のかさ上げ</li> <li>3 国税及び地方税の特別措置             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国税 所得税・法人税に係る事業用資産の5年間の割増償却。(製造業、農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業)</li> <li>(2) 地方税 地方公共団体が、固定資産税、不動産取得税及び事業税に係る課税免除をした場合において、これに伴う減収額のうち一定の額を地方交付税により補てんする措置。</li> </ol> </li> <li>4 金融措置 地域活性化・雇用促進資金 3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うために必要な資金の低利貸付。(日本政策金融公庫)</li> </ol>

## 離島振興対策実施地域の概要

指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口 (人)
走島群島	走島	福山市	2.11	343
備後群島	百島	尾道市	3.13	380
芸備群島	細島	尾道市	0.76	27
	佐木島	三原市	8.73	585
	小佐木島	〃	0.50	5
上大崎群島	大崎上島	大崎上島町	38.27	7,084
	生野島	〃	2.25	11
	長島	〃	1.04	30
下大崎群島	三角島	呉市	0.78	16
	斎島	〃	0.70	12
安芸群島	情島	呉市	0.69	X
	阿多田島	大竹市	2.39	207
		江田島市		
似島	似島	広島市	3.84	694
7地域	計13島	7市1町	65.17	9,398
【参考】 県全体	島しょ数 138 島 面積 8,479k m <sup>2</sup> (離島地域の占める割合：0.8%) 人口 2,799,702 人 (離島地域の占める割合：0.3%)			

(注)

- 1 人口は、令和2年度国勢調査
- 2 面積は、令和4年度国土地理院調
- 3 情島については、結果数値が著しく小さい地域であるため、秘匿処理（結果数値を「X」に置き換え）
- 4 大崎下島・豊島は、平成22年3月31日をもって離島地域指定解除